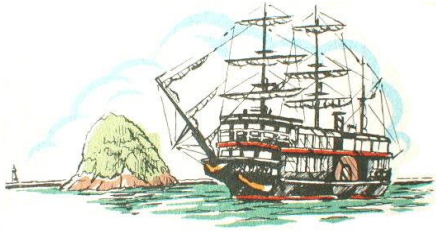


令和2年12月

ハローワーク下田

あなたとチャレンジ ～地域に根ざしたハローワーク～



下田公共職業安定所
電話 0558-22-0288
FAX 0558-23-0733

障害者の法定雇用率の引き上げについて

すべての事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務づけられています。これを「障害者雇用率制度」といいます。下図のように、民間企業の法定雇用率は令和3年2月までは2.2%ですが、令和3年3月1日に2.3%に引き上げられます。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|-------|------------|
| | 現行 | 令和3年3月1日以降 |
| 民間企業 | 2.2% | 2.3% |
| 国、地方公共団体等 | 2.5% | 2.6% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.4% | 2.5% |

今回の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。その事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

*障害者雇用についてのお問い合わせはハローワーク下田の障害者担当までご連絡ください。

12月は職場のハラスメント撲滅月間です。

静岡労働局は年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施するとともに労働者や事業主が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。



【ハラスメント対応特別相談窓口】

○設置期間

令和2年12月1日～

令和3年3月31日

（土日祝日を除く）

8:30～17:15

○相談窓口

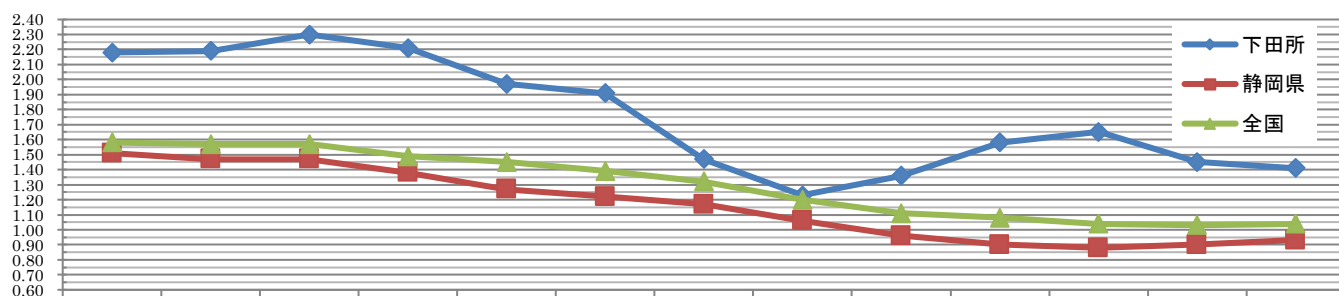
静岡労働局雇用環境・均等室

TEL：054-252-5310

職業紹介関係主要指標

| 全数 (パート含む) | | 令和2年10月 | 令和2年9月 | 令和1年10月 | 対前月比 | 対前年同月比 |
|-----------------|-------|------------|--------|---------|--------|--------|
| | | 1 新規求職申込件数 | 177 | 139 | 199 | +27.3% |
| 2 月間有効求職者数 | 771 | 729 | 682 | +5.8% | +13.0% | |
| 3 新規求人数 | 442 | 416 | 494 | +6.3% | ▲10.5% | |
| 4 月間有効求人数 | 1,086 | 1,058 | 1,485 | +2.6% | ▲26.9% | |
| 5 紹介件数 | 145 | 171 | 196 | ▲15.2% | ▲26.0% | |
| 6 就職件数 | 64 | 70 | 74 | ▲8.6% | ▲13.5% | |
| 7 充足数 | 65 | 67 | 66 | ▲3.0% | ▲1.5% | |
| 8 新規求人倍率(3/1) | 2.50倍 | 2.99倍 | 2.48倍 | ▲0.49P | +0.02P | |
| 9 有効求人倍率(4/2) | 1.41倍 | 1.45倍 | 2.18倍 | ▲0.04P | ▲0.77P | |
| 10 就職率(6/1×100) | 36.2% | 50.4% | 37.2% | ▲14.2P | ▲1.0P | |
| 11 充足率(7/3×100) | 14.7% | 16.1% | 13.4% | ▲1.4P | +1.3P | |

求人倍率の推移



| | R1 10月 | 11月 | 12月 | R2 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-----|-----------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 下田 | 2.18 | 2.19 | 2.30 | 2.21 | 1.97 | 1.91 | 1.47 | 1.23 | 1.36 | 1.58 | 1.65 | 1.45 | 1.41 |
| 静岡県 | 1.51 | 1.47 | 1.47 | 1.38 | 1.27 | 1.22 | 1.17 | 1.06 | 0.96 | 0.90 | 0.88 | 0.90 | 0.93 |
| 全国 | 1.58 | 1.57 | 1.57 | 1.49 | 1.45 | 1.39 | 1.32 | 1.20 | 1.11 | 1.08 | 1.04 | 1.03 | 1.04 |

※なお、調整替えの実施により、過去に公表した数値が遡って改訂される場合あり(年に一度季節調整替えを行う。月別数値は調整済数値)

雇用保険関係主要指標

| | 令和2年10月 | 令和2年9月 | 令和1年10月 | 対前月比 | 対前年同月比 |
|------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 被保険者資格取得者数 | 130 | 105 | 116 | +23.8% | +12.1% |
| 被保険者資格喪失者数 | 145 | 140 | 138 | +3.6% | +5.1% |
| 新規適用事業所数 | 3 | 5 | 0 | ▲40.0% | — |
| 廃止事業所数 | 0 | 6 | 1 | ▲100.0% | ▲100.0% |
| 月末現在適用事業所数 | 1,152 | 1,149 | 1,127 | +0.3% | +2.2% |
| 月末現在被保険者数 | 10,418 | 10,435 | 10,523 | ▲0.2% | ▲1.0% |
| 受給資格決定件数 | 57 | 33 | 52 | +72.7% | +9.6% |
| 受給者実人員 | 216 | 234 | 150 | ▲7.7% | +44.0% |

*令和2年4～10月の受給資格決定件数は速報値であり、修正になる可能性があります

労働市場の概況(学卒除き、パートタイムを含む)

1. 求人倍率

10月の有効求人倍率は1.41倍となり、前年同月を0.77ポイント下回った。

新規求人倍率は2.50倍となり、前年同月を0.02ポイント上回った。

2. 求職の状況

新規求職申込件数は177人で、対前年同月比▲11.1%と2ヶ月連続で減少した。これを一般・パート別に前年同月と比較すると、一般は81人で30.8%の減少、パートは96人で17.1%の増加となった。

月間有効求職者数は771人で、対前年同月比+13.0%増加した。

3. 求人の状況

新規求人数は442人で、対前年同月比▲10.5%と17ヶ月連続で減少した。これを一般・パート別に前年同月と比較すると、一般は221人で14.3%の減少、パートは221人6.4%の減少となった。月間有効求人数は1,086人で、対前年同月比▲26.9%減少した。

新規求人数の対前年同月比を産業別にみると、医療・福祉業が+7.4%と増加した一方、宿泊・飲食サービス業が▲13.9%、卸売・小売業が▲5.3%、8%といずれも減少した。

4. 就職の状況

就職件数は64件で、対前年同月比▲13.5%と2ヶ月連続で減少した。就職率は36.2%で前年同月を1.0ポイント下回った。これを一般・パート別に前年同月と比較すると、一般の就職件数は22件で42.1%の減少、就職率は27.2%で5.3ポイント下回った。また、パートの就職件数は42件で16.7%の増加、就職率は43.8%で0.1ポイント下回った。

なお、常用就職件数は57件で、対前年同月比▲20.8%減少した。

5. 保険の状況

雇用保険業務統計の動きからみると、資格喪失者数は145人で前年同月比+5.1%増、うち事業主都合による解雇者は8人と対前年同月比▲66.7%減となり、解雇者の占める割合は前年同月より11.9ポイント下回る5.5%となった。

雇用保険受給者実人員は216人となり、対前年同月比+44.0%増加した。